



# 金沢市公報

第2555号の2

平成19年(2007年)6月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
●規則	
○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課)	1
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 ( )	1
○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財務課)	2
○金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する 規則 (市営住宅課)	2
○金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する 規則 (建築指導課)	6

## 規 則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第52号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第16号)の一部を次のように改正する。  
第17条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第17条第1項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第53号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第10条中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、同条各号を削る。

第11条の3第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃の額に変更があることその他市長の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。
- 長期間の研修等のために旅行をすること。
- 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃の額に変更があること。
- その他市長の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第54号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第47条第3号中「住宅使用料」の次に「及び市営住宅駐車場使用料」を加える。

様式第22号その1第1葉中「住宅使用料」を「住宅使用料（市営住宅駐車場使用料）」に改め、同その1第2葉中「、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間」を削り、同その1第3葉～第8葉中「住宅使用料」を「住宅使用料（市営住宅駐車場使用料）」に改め、同様式その2中「住宅使用料」を「住宅使用料（市営住宅駐車場使用料）」に改め、「、この通知に不服がある場合における救済の方法」を削り、同様式その3中「住宅使用料」を「住宅使用料（市営住宅駐車場使用料）」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第55号

金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市営住宅条例施行規則（平成9年規則第74号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（不在等届）」に改め、同条中「第26条」の次に「（条例第67条において準用する場合を含む。）」を加え、「不在届」を「不在等届」に改める。

第19条中「第43条第1項」の次に「（条例第67条において準用する場合を含む。）」を、「市営住宅」の次に「又は駐車場」を加える。

第24条中「第59条第3項」を「第72条第3項」に、「様式第17号」を「様式第21号」に改め、同条を第29条とし、第23条の次に次の5条を加える。

（駐車場の使用の申込み）

第24条 条例第61条第1項の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、駐車場使用申込書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（駐車場使用決定通知書）

第25条 条例第61条第2項の規定による駐車場の使用者として決定した者に対する通知は、駐車場使用決定通知書（様式第18号）による。

（駐車場の使用料の額）

第26条 条例第63条第1項に規定する駐車場の使用料の額は、別表のとおりとする。

（駐車場の使用料等の減免及び徴収猶予の申請）

第27条 条例第65条の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予又は条例第66条第3項において準用する条例第19条第2項の規定による延滞金の減免を受けようとする者は、駐車場使用料（延滞金）減免・徴収猶予申請書（様式第19号）により市長に申請しなければならない。

（変更の届出）

第28条 駐車場の使用者は、駐車場使用申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく駐車場使用変更届出書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第26条関係）

区 分	金額（1区画につき月額）
若草町住宅駐車場	1,900 円
緑が丘住宅駐車場	1,900 円
円光寺住宅駐車場	1,800 円
上荒屋住宅駐車場	1,500 円
金石曙住宅駐車場（1号棟～8号棟）	1,300 円
金石曙住宅駐車場（9号棟・10号棟）	1,600 円
額新町住宅駐車場	1,700 円
松寺町住宅駐車場	1,100 円
光が丘住宅駐車場	1,800 円
粟崎町住宅駐車場	1,300 円
緑住宅駐車場	1,300 円
平和町住宅駐車場	1,900 円
大桑町住宅駐車場	1,500 円
河原市町住宅駐車場	1,000 円
金石新本町住宅駐車場	1,400 円
八日市住宅駐車場	1,800 円
田上本町住宅駐車場	1,500 円

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

様式第11号中「不在届」を「不在等届」に改め、「不在となる」の次に「（駐車場を一時使用しない）」を加え、

不在の期間	を	不在又は駐車場の不 使用の期間	に改める。
不在の理由		不在又は駐車場の不 使用の理由	
不在中の連絡先		不在の場合は、不在 中の連絡先	

様式第14号中

「（あて先）金沢市長

入居者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

次のとおり市営住宅を明け渡したいので届け出ます。

住宅名及び棟番号	市営	住宅	棟	号
----------	----	----	---	---

を

「（あて先）金沢市長

入居者 住所 \_\_\_\_\_  
住宅 棟 号 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

次のとおり市営住宅・駐車場を明け渡したいので届け出ます。

明渡物件	住宅名及び棟番号	住宅	棟	号
	駐車場の区画番号	住宅	区画	番

に改める。

様式第17号中「(第24条関係)」を「(第29条関係)」に、「職名(職種)」を「職名」に、「第59条」を「第72条」に改め、同様式を様式第21号とし、様式第16号の次に次の4様式を加える。

様式第17号(第24条関係)

駐車場使用申込書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申込者 住所  
住宅 棟 号  
氏名 ⑩

次のとおり駐車場を使用したいので申し込みます。

使用申込区画に駐車する自動車	登録(車両)番号			
	車 名			
上記自動車を常時使用する者	氏 名		入居者との続柄	
上記の常時使用する者と自動車検査証に記載された者とが異なる場合は、その理由				
使用開始希望年月日	年 月 日			

備考

- 1 自動車検査証の写しを添付してください。
- 2 使用の申込みをすることができる駐車場の区画数は、原則として1入居者につき1区画です。  
なお、特別の事情により複数の区画についての申込みを希望される方は、その特別の事情を具体的に記載した書面を添付してください。

様式第18号(第25条関係)

(表)

収 第 号  
年 月 日

駐車場使用決定通知書

様

金沢市長 ⑩

年 月 日付けで申込みのあった駐車場の使用については、次のとおり決定したので通知します。

- 1 自動車登録(車両)番号
- 2 自動車の使用者
- 3 使用決定区画番号 住宅 区画 番
- 4 駐車場の使用料 月額 金 円
- 5 使用可能日 年 月 日

..... < きりとり線 > .....

収 第 号  
年 月 日

駐車場使用決定通知書(掲示用)

金沢市長 ⑩

使用決定区画番号 住宅 区画 番  
自動車登録(車両)番号

(裏)

..... < きりとり線 > .....

この欄には、駐車場を使用する際の注意事項等を記入すること。

様式第19号 (第27条関係)

駐車場使用料 (延滞金) 減免・徴収猶予申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

入居者 住所 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 住宅 棟 号  
 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

次のとおり駐車場使用料 (延滞金) の減免・徴収猶予を受けたいので申請します。

駐車場の区画番号	住宅 区画 番	
駐車場使用料等の種別及び申請前の金額	駐車場使用料	円
	延滞金	円
減免又は徴収猶予の区分及びこれらを受けたい期間	1 減額	年 月 日から 年 月 日まで
	2 免除	
	3 徴収猶予	
申請の理由		

様式第20号 (第28条関係)

駐車場使用変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 住宅 棟 号  
 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

駐車場使用申込書の記載事項に変更があったので届け出ます。

使用決定区画番号	住宅 区画 番	
変更があった事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

備考 駐車する自動車を変更したときは、自動車検査証の写しを添付してください。

#### 附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第56号

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

金沢市建築基準法施行規則（昭和48年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「図書」を「図書等」に改め、同条第1項中「掲げる図書」の次に「又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を加え、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 建築物が構造計算適合性判定を求めるものである場合は、当該構造計算に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を記録した磁気ディスクであって、建築主の氏名、当該確認の申請の年月日及び当該電磁的記録を作成するために使用したプログラムの名称を記載した書面をはり付けたもの

第3条を次のように改める。

#### 第3条 削除

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) エレベーター（次に掲げるものを除く。）

ア 一戸建て等の個人の住宅に設けられたもの

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。）で、積載荷重が1トン以上のもの

#### 附 則

この規則は、平成19年6月20日から施行する。ただし、第9条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成19年（2007年）6月11日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年（2007年）6月11日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)